

## 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第19号。以下「基準省令」という。）の一部改正（平成30年8月2日公布）に伴い、所要の改正をしようとするものである。

### 2 改正内容

これまで、サテライト型養護老人ホームを設置できる本体施設は、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所のみとされていたが、地方から国に対し、効率的な養護老人ホームの経営を目指す観点から、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、養護老人ホームを追加するよう提案があったことから、サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に養護老人ホームを追加するなどの基準省令の改正が行われた。

改正された基準は「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」であり、このうち「参酌すべき基準」について、本市においては基準省令と異なる基準とするほどの地域的な特殊性が認められないことから、本市条例は、全て基準省令と同様の改正を行う。

#### (1) 本体施設の追加

サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に養護老人ホームを追加する。

#### (2) 主任生活相談員の配置

サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を常勤換算方法で1人以上とする。

#### (3) 看護職員の配置

外部サービス利用型を除く指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準を常勤換算方法で1人以上とする。

#### (4) 栄養士等の配置

本体施設が養護老人ホームであるサテライト型養護老人ホームの栄養士等について、本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

#### (5) その他所要の改正

指定特定施設入居者生活介護に関する規定の整備

### 3 施行期日

公布の日

## 用語について

### ・ 養護老人ホーム

原則65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設。

[青森市内施設]

- ・ 安生園（社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団）
- ・ 藤ホーム（社会福祉法人藤聖母園）

### ・ サテライト型養護老人ホーム

本体施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホーム。

[青森市内施設]

なし

### ・ 主任生活相談員

生活相談員の業務（処遇計画の作成や支援のための必要な調整等）のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導を行う者。

### ・ 常勤換算方法

当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法。

### ・ 指定特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）に入居している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスで、指定を受けた事業者により行われるもの。

### ・ 外部サービス利用型（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護）

特定施設の従業者が計画の作成・安否確認・生活相談を行い、当該施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者が計画に基づき提供するサービス。